

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

福岡市

2 地域再生計画の名称

九州・アジアの賑わいの都「福岡」

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度から約10年間

4 地域再生計画の意義及び目標

福岡市は、東アジアを舞台に活躍した中世の博多豪商、日本最初のチャイナタウンなど、アジア大陸に最も近いという地理的特性を活かした国際商業都市として長い歴史を持つ。

近年においても、高度な学術機能、産業集積、交通・情報インフラ等を活かし、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える福岡空港や博多港の流通機能を強化しながら、九州・アジアにおける経済活動の拠点都市づくりを進めてきた。

さらに現在、東アジアの急速な経済成長、我が国における対内投資促進と外国人観光客誘致戦略や自由貿易協定の検討などの動き、九州新幹線の部分開業（新八代～鹿児島中央）、韓国高速鉄道の暫定開業（ソウル～釜山）、博多港～上海間の高速貨物船就航など、これまでに例を見ない緊密な九州・アジアとの連携の萌芽が生まれつつある。

一方で、本市の基幹産業である流通業における構造変化や投資誘致に関する国際的な競争の波が押し寄せており、本市としても、**新しい時代にあわせて、都市の魅力や競争力を高める必要に迫られている。**

このため本市では、構造改革特区や都市再生プロジェクト等の国の政策的な位置づけを受けてきたところである。

■構造改革特区

「福岡アジアビジネス特区」（平成15年4月21日認定）

「ロボット開発・実証実験特区」（平成15年11月28日認定）

■都市再生プロジェクト

第4次都市再生プロジェクト「北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成」

（平成14年7月2日決定）

■都市再生緊急整備地域

「福岡天神・渡辺通地域」平成14年10月25日指定

「福岡香椎・臨海東地域」平成14年10月25日指定

「博多駅周辺地域」平成16年5月指定予定

このような中、本市は、国際集客戦略としての「都心空間の再整備」や、西日本の貿易港として躍進著しい博多港を活用した物流戦略の展開、さらには、医療・福祉などの研究開発とサービス機能を組み合わせた試みや、豊かな生態系にとけ込んだ新しい形のまちづくりである「アイランドシティ」の整備等を行い、新しい時代を見据えたまちづくりへの転換に取り組んでいる。

今回、**地域再生計画「九州・アジアの賑わいの都『福岡』」**を策定し、構造改革特区及び都市再生プロジェクト等の取組との**一体的な運用を図りながら、人、もの、情報、投資交流の増大の潮流を捉え、本市の特性である流通産業や、大学等厚みのある知的基盤を活かし、新たな産業の醸成を進め、地域経済の活性化と雇用の創造に結びつけていこうとするものである。**

<計画項目>

- (1) ビジターズ・インダストリー（集客産業）の振興
- (2) アジアとの多彩な交通・人的ネットワークを活かした流通産業の振興
- (3) 知識創造型産業等新たな産業の醸成

<計画期間中、特に機能強化を進める地域>

- ・ アジアとのネットワークの強化（福岡空港・博多港）
- ・ 港湾物流や研究開発を活用したアジアビジネス拠点（アイランドシティ地区）
- ・ 集客戦略としての拠点（天神・博多駅周辺地域・シーサイドももち地区等）
- ・ 知的創造型産業等新たな産業の醸成の拠点としての西部地域
(九州大学移転周辺地区・シーサイドももち地区等)

計画項目の内容は次のとおり

(1) ビジターズ・インダストリー（集客産業）の振興

コンベンションや商業など都市の複合的な機能を高めるとともに、「**ビジターズ・インダストリー推進協議会**」（平成15年11月設立）のもと、新設される九州国立博物館との連携をはじめ、歴史的な資源の掘り起こしや、公共空間を活かした賑わい創出、スポーツ・音楽・演劇等の文化によるまちの魅力づくりを官民が一体となって推進する。また、交通機関や商業・宿泊施設での案内サービス改善等、訪問客受け入れのための環境を再整備する。

本市は、「**アジア太平洋都市観光振興機構（TPO）**」（平成14年8月設立・日本を含む**アジア・太平洋地域12カ国43都市が参画**）を韓国・釜山広域市とともに主宰しており、各都市と連携しながら国際的な観光振興に取り組んでいく。

九州新幹線の部分開業（平成16年3月 新八代～鹿児島中央）、韓国高速鉄道の暫定開業（平成16年4月 ソウル～釜山）、台湾高速鉄道（平成17年 予定 台北～高雄）・中国高速鉄道の開業（平成20年 予定 北京～上海）等、さらに拡大が予想される東アジアの大交流時代を見据え、九州各地域やアジア各都市との広域的観光の連携を積極的に推進し、九州・アジアの人々が行き交う集いの都を目指す。

① 公共空間を活かした賑わいの創出等の新たな観光資源の掘り起こし

都心部等において、商業事業者、NPO等との連携のもと、道路等の公共空間を活かした自治活動・地域活動や文化イベント等を実施し、「憩い」や「魅力」を創造する仕組みをつくることで、本市への訪問機会を増やすとともに回遊性の向上を図る。

《支援措置》

- ・ 201001 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化
- ・ 201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化
- ・ 230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善
- ・ 212002 道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）
- ・ 212027 ICカード、パークアンドライド、公共交通・観光活性化連携システム、カーシェアリング等各種実験の実施
- ・ 212029 道路占用における「市町村推奨ルール」の導入

② 文化芸術によるまちの魅力づくり

民間のミュージカル専用劇場に隣接する福岡市音楽・演劇練習場祇園分館「ぼんプラザホール」において、文化NPOと連携し、演劇と市民を結ぶプログラム等のぼんプラザ創作劇場やホールの運営管理委託を行い雇用の創出を図るとともに、演劇のまちの演出など賑わい空間を創出する。

《支援措置》

- ・ 10803 文化芸術による創造のまち支援事業の活用

③ 訪問客受け入れのための環境整備

集客産業の振興のため官民共同で設置した「ビジターズ・インダストリー推進協議会」が中心となり、新たな観光資源の掘り起こしや、訪問客受け入れのための環境の再整備を行う。

特に、博多港国際旅客ターミナルと都心部を結ぶバス路線や都心部を循環するバス路線における停留所のハングル表記及びバス車内のハングル放送案内等を整備し、韓国からの訪問客が都心部を回遊しやすい環境を創出する。

《支援措置》

- ・ 212014 観光関係の施策連携（共通プラットフォーム）
- ・ 212023 観光推奨バス路線指定制度の活用

（2）アジアとの多彩な交通・人的ネットワークを活かした流通産業の振興

本市は市域内に博多港、福岡空港という2つの国際物流ネットワーク基盤をもっている。

特に、**博多港は平成15年博多～上海間に高速貨物船が就航**するなど、アジアを中心とした多彩な物流ネットワーク基盤として、ますます重要性が高まっている。

本市は、今後、福岡空港の国際貨物便の利便性向上、博多港のコンテナ輸出入貨物バランスの改善、鉄道貨物と博多港海上貨物との連携、高速道路網の有効活用等、本市が誇る国際物流ネットワークの再点検と強化を図り、世界的な流通の構造変化を見据えながら、本市の基幹産業である流通産業の一層の振興を図る。

また、これまで本市では、**釜山広域市、青島市、大連市と経済交流に関する覚書を締結**するなど、アジア各都市との経済交流を進めてきたが、今後、さらにアジアと九州・日本との結節点としての役割を担うため、アジアでのビジネスを展開する国内外企業の営業拠点の本市への集積を図っていくこととしている。

そのため、国内主要都市、ソウル、釜山、台北に加え、上海、青島、大連等の中国の各都市とのビジネスの利便性を高める航空アクセスの確保、ビジネス開始から生活面に至るまで外国企業の進出をトータルに支援する「**福岡アジアビジネス支援センター**」の機能の整備を図る。また、インターナショナルスクールの整備など外国人にとって住みやすく活動しやすい生活環境づくりにも取り組んでいく。

あわせて、国際間のビジネスにおいては、貿易実務、通訳・翻訳、国際法務、特許事務等の多彩な人材の基盤が必要であることから、**九州大学等の産官学により設立された「九州・アジア経営塾」（平成16年4月設立）**をはじめ、域内の大学、専門学校等とも連携しながら人材の育成・確保を図っていく。

① 国際物流ネットワークの強化

アジアビジネス拠点として整備を進める「アイランドシティ地区」においては、港湾物流機能や研究開発を活用した21世紀の福岡市を担う産業の新たな拠点を形成することとしており、アジアビジネス関連分野等の各種産業の誘致促進を図る。

《支援措置》

- ・10701 日本政策投資銀行の低利融資
- ・「福岡アジアビジネス特区」による規制の特例措置

② 多彩な人材の集積と海外の人材のための生活環境整備（外国企業の誘致）

海外からのビジネス客の入出国手続きの簡素化により、商談やコンベンションへの参加の利便性を高める。

《支援措置》

- ・206001 香港SAR旅券、英国BNO旅券（香港居住権者）に対する査証免除

- ・「福岡アジアビジネス特区」による規制の特例措置

(3) 知識創造型産業等新たな産業の醸成

本市には、放送をはじめ通信に関連する産業、システムL S I など情報関連分野をはじめ、ゲームソフトや映像等のコンテンツ産業を含むソフト系 I T 産業の集積が進んでいる。

また、九州全体に目を向けると、I C 関連産業、自動車産業、今後成長が見込まれるロボット産業等様々な製造業の集積が見られる。

これらを背景として、本市の企業、大学、専門学校はもちろん、韓国との光ファイバー通信インフラを活用した海外企業との連携を促進し、研究開発型の企業や研究者、起業家の集積と交流を図りながら、知識創造型の新たな産業の醸成を図る。

さらに、**九州大学知的財産本部（平成15年10月開設）**等とも連携し大学の知的財産を活用した事業化の促進を図っていく。

一方で、少子高齢化社会の到来、市民の環境への関心の高まりなどを受け、福祉や環境などの分野におけるビジネス創出が期待されており、本市としても、大都市としての様々な課題を地域資源の活用により解決するコミュニティビジネスを核とした生活関連産業の振興を図る。

① 大学との連携による研究者や企業の集積

「ロボット開発・実証実験特区」において、ロボット遠隔操作等に必要な特定実験局開設による利便性を確保することで、研究者や企業の集積等を図る。

また、アジアビジネス拠点として整備を進める「アイランドシティ地区」においては、21世紀の福岡市を担う産業の新たな拠点を形成することとしており、健康・医療・福祉関連分野、アジアビジネス関連分野等の各種産業の誘致促進を図る。

《支援措置》

- ・10701 日本政策投資銀行の低利融資（再掲）
- ・204013 ロボット実証実験における特定実験局開設
- ・「福岡アジアビジネス特区」、「ロボット開発・実証実験特区」による規制の特例措置

② コミュニティビジネスの振興

福祉・子育て・環境の分野、商店街の活性化などの地域課題をビジネス手法で解決し、その活動の利益をコミュニティに還元するコミュニティビジネスの起業を促進するなど雇用の創出を図る。

《支援措置》

・ 204004 コミュニティ・サービス事業の活性化支援

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

(1) ビジターズ・インダストリー（集客産業）の振興

平成15年3月に策定された「福岡市新・基本計画」では、その目標年次である平成27年に「入り込み観光客数」を2,000万人とすることなどを目標に掲げている。

□経済的社会的効果内訳

指標項目	出典調査資料	現状値	目標値	目標値設定の考え方
文化環境への満足度	市政に関する意識調査	60.4% (2002年)	75% (2015年)	市民の4人に3人が満足と感じる文化環境の充実をめざす。
福岡の美しさ評価	市政に関する意識調査	54% (2002年)	70% (2015年)	市民のおおむね3人に2人が美しい都市景観であると感じる状態をめざす。
入り込み観光客数	福岡市観光統計	1,574万人 (2001年)	2,000万人 (2015年)	過去10年間の伸び率を下回らない。
外国人延宿泊者数	福岡市観光統計	333,645人 (2001年)	60万人 (2015年)	過去10年間の伸び率を下回らない。

※入り込み観光客数：福岡市外に居住する人で、観光を目的として（他の目的を兼ねる場合を含む）福岡市を訪問する人の数。1,559万人(2000年実数)+27万人(1990年～2000年の年平均増加数)×15年 2000万人

※外国人延宿泊者数：338,091人(2000年実数)+15,586人(1990年～2000年の年平均増加数)×15年 60万人

(2) アジアとの多彩な交通・人的ネットワークを活かした流通産業の振興

本計画と福岡アジアビジネス特区の推進により、おおむね10年間で、次の経済的社会的効果を見込んでいる。

- 国内外の企業誘致・創出 約700件
- 生産額の増加 約2,850億円
- 雇用創出 約20,000人

(3) 知識創造型産業等新たな産業の醸成

ロボット産業は裾野の広い産業分野であり、新たなロボット産業の育成が関連製品製造等を通じて中小企業の新規参入や技術の高度化などに及ぼす波及効果も十分見込まれる。本構想とロボット開発・実証実験特区の推進により、おおむね10年間で次の経済的社会的効果を見込

んでいる。

- | | |
|-----------------------|--------|
| ○ ロボット関連企業の創出及び新規参入件数 | 約50社 |
| ○ 製造品出荷額等の増加額 | 約225億円 |
| ○ 雇用創出 | 約950人 |

本構想の推進により、コミュニティビジネスの活性化が図られ、おおむね5年間で次の経済的社会的効果を見込んでいる。

- | | |
|------------------|---------|
| ○ コミュニティビジネス事業者数 | 約100事業者 |
| (H15年度現在 19事業者) | |

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

(ビジターズ・インダストリー(集客産業)の振興)

- 10803 文化芸術による創造のまち支援事業の活用
- 201001 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化
- 201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化
- 230001 道路使用許可・道路占用許可の手続改善
- 212002 道路占用許可弾力化(オープンカフェ等)
- 212014 観光関係の施策連携(共通プラットフォーム)
- 212023 観光推奨バス路線指定制度の活用
- 212027 ICカード、パークアンドライド、公共交通・観光活性化連携システム、カーシェアリング等各種実験の実施
- 212029 道路占用における「市町村推奨ルール」の導入

(アジアとの多彩な交通・人的ネットワークを活かした流通産業の振興)

- 10701 日本政策投資銀行の低利融資
- 206001 香港SAR旅券、英国BNO旅券(香港居住権者)に対する査証免除

(知識創造型産業等新たな産業の醸成)

- 10701 日本政策投資銀行の低利融資(再掲)
- 204013 ロボット実証実験における特定実験局開設
- 204004 コミュニティ・サービス事業の活性化支援

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

<福岡アジアビジネス特区>

・海外の人材活用、創業促進、産学連携強化、港湾機能強化等における規制緩和を導入し、各種プロジェクトの加速的な推進を図ると共に国際水準の港湾インフラ整備やコスト・サービスの実現などにより産業の国際競争力強化を図りながら、アジアビジネスを目指す内外企業の集積を促進し、地域経済の活性化を目指すもの。

- ①(501,502,503)外国人研究者受入れ促進事業
- ②(504)特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
- ③(701)臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業
- ④(702)税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
- ⑤(1201)公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業
- ⑥(1204)自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業
- ⑦(507)外国人情報処理技術者受入れ促進事業
- ⑧(508)夜間大学院留学生受入れ事業
- ⑨(1203)特定埠頭運営効率化推進事業

<ロボット開発・実証実験特区>

・人の往来のある建物や歩道等でロボットの実証実験を円滑に行うことの出来る区域を設置し、ロボットが人間生活環境で活動する上で必要な安全基準等のルールづくりやデータ蓄積を可能とすることにより、ロボットの研究開発を促進させるもの。

- ①(103)ロボット公道実験円滑化事業

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙1

1 支援措置の番号及び名称

201001 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

一般市民、民間事業者、各種イベント実行委員会等（見込み）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

交流人口の増加を図り、本市に新たな活気を生み出す「ビクターズ・インダストリー（集客産業）」を振興している本市では、公共空間（市庁舎、道路、公園、河川敷など）を舞台にした様々な市民活動（屋台、祭り、音楽イベントなど）が都市文化として定着しており、それらは街に賑わいを与える貴重な観光資源にもなっている。そうした道路を使用して行われる市民本位の活動を一層促進し、また、市民・民間発案の新しい活動（オープンカフェ等）を円滑に実施することで、観光集客の増加及び新しいビジネス・文化芸術の創造を促進していく。なお、上記の活動を行うにあたっては、当該支援措置により発出された通達に基づき、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化に努める。

国土交通省の社会実験制度（「オープンカフェ等地域主体の道活用に関する社会実験」）を活用して、都心部において、商業事業者、NPO、本市等からなる地域連携組織（任意団体）が実施主体となり、道路等の公共空間を活かした自治活動・地域活動や文化イベント等を実施し、その活動を通じ、公共空間における「憩い」や「魅力」を創造する仕組みについて効果や影響を検証し、モデルの形成を図る。

○社会実験の概要（案）

(1) 実施時期 平成 16 年 9～10 月頃

(2) 実施場所 福岡市都心部

(3) 実施内容

① 安全で快適な歩行空間の創出

（環境改善、美化活動等）

② 文化的で魅力ある道路空間の創造

（商業活動（オープンカフェ等）、文化芸術活動（ストリートパフォーマンス等）、集客交流活動（イベントパレード等））

③ ①②の連携による地域主体の道路管理・活用の仕組みづくり

(4) 実施主体 商業事業者、福岡市等で構成される社会実験実行委員会

別紙2

1 支援措置の番号及び名称

201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

一般市民、民間事業者、各種イベント実行委員会等（見込み）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

交流人口の増加を図り、本市に新たな活気を生み出す「ビジターズ・インダストリー（集客産業）」を振興している本市では、公共空間（市庁舎、道路、公園、河川敷など）を舞台にした様々な市民活動（屋台、祭り、音楽イベントなど）が都市文化として定着しており、それらは街に賑わいを与える貴重な観光資源にもなっている。この度、当該支援措置を受けて、そうした道路を使用して行われる市民本位の活動を一層促進し、また、市民・民間発案の新しい活動（オープンカフェ等）を円滑に実施することで、観光集客の増加及び新しいビジネス・文化芸術の創造を促進していく。

なお、当該支援措置を受けるにあたり、国土交通省の社会実験制度（「オープンカフェ等地域主体の道活用に関する社会実験」）を活用して、都心部において、商業事業者、NPO、本市等からなる地域連携組織（任意団体）が実施主体となり、道路等の公共空間を活かした自治活動・地域活動や文化イベント等を実施し、その活動を通じ、公共空間における「憩い」や「魅力」を創造する仕組みについて効果や影響を検証する。その実験結果や当該支援措置にかかる警察庁の通達（平成 16 年度発出予定）に基づいて、事業の本格実施を図ることとする。

○当該支援措置を受けて行う道路での市民活動の例

※ 道路の歩道及び車道部分を用いて、一時的なイベントだけではなく、土日の日中を中心に恒常的に市民活動を行うことを想定。

【商業活動】… 飲食（オープンカフェ等）、物販（ワゴンショップ、屋外市場等）、広告等

【文化芸術活動】… ストリートパフォーマンス、パブリックアート等

【集客交流活動】… 文化イベント（一時的なイベントステージ・ブースの設置及びイベントパレード等）

○先行して行う社会実験の概要（案）

(1) 実施時期 平成 16 年 9～10 月頃

(2) 実施場所 福岡市都心部

(3) 実施内容

① 安全で快適な歩行空間の創出（環境改善、美化活動等）

② 文化的で魅力ある道路空間の創造（商業活動（オープンカフェ等）、文化芸術活動（ストリートパフォーマンス等）、集客交流活動（イベントパレード等））

③ ①②の連携による地域主体の道路管理・活用の仕組みづくり

(4) 実施主体 商業事業者、福岡市等で構成される社会実験実行委員会

別紙3

1 支援措置の番号及び名称

230001 道路使用許可・道路占有許可の手續改善

2 当該支援措置を受けようとする者

一般市民、民間事業者、各種イベント実行委員会等（見込み）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

交流人口の増加を図り、本市に新たな活気を生み出す「ビジターズ・インダストリー（集客産業）」を振興している本市では、公共空間（市庁舎、道路、公園、河川敷など）を舞台にした様々な市民活動（屋台、祭り、音楽イベントなど）が都市文化として定着しており、それらは街に賑わいを与える貴重な観光資源にもなっている。この度、当該支援措置を受けて、そうした道路を使用して行われる市民本位の活動を一層促進し、また、市民・民間発案の新しい活動（オープンカフェ等）を円滑に実施することで、観光集客の増加及び新しいビジネス・文化芸術の創造を促進していく。

○当該支援措置を受けて行う道路での市民活動の例

※ 道路の歩道及び車道部分を用いて、一時的なイベントだけではなく、土日の日中を中心に恒常的に市民活動を行うことも想定。

【商 業 活 動】… 飲食（屋台、オープンカフェ等）、物販（ワゴンショップ、屋外市場等）、広告等

【文化芸術活動】… 祭り、ストリートパフォーマンス、パブリックアート等

【集客交流活動】… 文化イベント（一時的なイベントステージ・ブースの設置及びイベントパレード等）

別紙4

1 支援措置の番号及び名称

212002 道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）

2 当該支援措置を受けようとする者

一般市民、民間事業者、各種イベント実行委員会等（見込み）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

交流人口の増加を図り、本市に新たな活気を生み出す「ビクターズ・インダストリー（集客産業）」を振興している本市では、公共空間（市庁舎、道路、公園、河川敷など）を舞台にした様々な市民活動（屋台、祭り、音楽イベントなど）が都市文化として定着しており、それらは街に賑わいを与える貴重な観光資源にもなっている。この度、当該支援措置を受けて、そうした道路を使用して行われる市民本位の活動を一層促進し、また、市民・民間発案の新しい活動（オープンカフェ等）を円滑に実施することで、観光集客の増加及び新しいビジネス・文化芸術の創造を促進していく。

なお、当該支援措置を受けるにあたり、国土交通省の社会実験制度（「オープンカフェ等地域主体の道活用に関する社会実験」）を活用して、都心部において、商業事業者、NPO、本市等からなる地域連携組織（任意団体）が実施主体となり、道路等の公共空間を活かした自治活動・地域活動や文化イベント等を実施し、その活動を通じ、公共空間における「憩い」や「魅力」を創造する仕組みについて効果や影響を検証する。その実験結果や当該支援措置にかかる国土交通省の通知（平成16年度発出予定）に基づいて、事業の本格実施を図ることとする。

○当該支援措置を受けて行う道路での市民活動の例

※ 道路の歩道及び車道部分を用いて、一時的なイベントだけではなく、土日の日中を中心に恒常的に市民活動を行うことを想定。

【商業活動】… 飲食（オープンカフェ等）、物販（ワゴンショップ、屋外市場等）、広告等

【文化芸術活動】… ストリートパフォーマンス、パブリックアート等

【集客交流活動】… 文化イベント（一時的なイベントステージ・ブースの設置及びイベントパレード等）

○先行して行う社会実験の概要（案）

(1) 実施時期 平成16年9～10月頃

(2) 実施場所 福岡市都心部

(3) 実施内容

① 安全で快適な歩行空間の創出（環境改善、美化活動等）

② 文化的で魅力ある道路空間の創造（商業活動（オープンカフェ等）、文化芸術活動（ストリートパフォーマンス等）、集客交流活動（イベントパレード等））

③ ①②の連携による地域主体の道路管理・活用の仕組みづくり

(4) 実施主体 商業事業者、福岡市等で構成される社会実験実行委員会

別紙5

1 支援措置の番号及び名称

212027 IC カード、パークアンドライド、公共交通・観光活性化連携システム、カーシェアリング等各種実験の実施

2 当該支援措置を受けようとする者

商業事業者、福岡市等で構成される社会実験実行委員会（見込み）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

交流人口の増加を図り、本市に新たな活気を生み出す「ビジターズ・インダストリー（集客産業）」を振興している本市では、公共空間（市庁舎、道路、公園、河川敷など）を舞台にした様々な市民活動（屋台、祭り、音楽イベントなど）が都市文化として定着しており、それらは街に賑わいを与える貴重な観光資源にもなっている。

当該支援措置（「オープンカフェ等地域主体の道活用に関する社会実験」制度）を受けて、都心部において、商業事業者、NPO、本市等からなる地域連携組織（任意団体）が実施主体となり、道路等の公共空間を活かした自治活動・地域活動や文化イベント等を実施し、その活動を通じ、公共空間における「憩い」や「魅力」を創造する仕組みについて効果や影響を検証し、モデルの形成を図る。

○社会実験の概要（案）

(1) 実施時期 平成 16 年 9～10 月頃

(2) 実施場所 福岡市都心部

(3) 実施内容

① 安全で快適な歩行空間の創出

（環境改善、美化活動等）

② 文化的で魅力ある道路空間の創造

（商業活動（オープンカフェ等）、文化芸術活動（ストリートパフォーマンス等）、集客交流活動（イベントパレード等））

③ ①②の連携による地域主体の道路管理・活用の仕組みづくり

(4) 実施主体 商業事業者、福岡市等で構成される社会実験実行委員会

別紙6

1 支援措置の番号及び名称

212029 道路占用における「市町村推奨ルール」の導入

2 当該支援措置を受けようとする者

一般市民、民間事業者、各種イベント実行委員会等（見込み）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

交流人口の増加を図り、本市に新たな活気を生み出す「ビジターズ・インダストリー（集客産業）」を振興している本市では、公共空間（市庁舎、道路、公園、河川敷など）を舞台にした様々な市民活動（屋台、祭り、音楽イベントなど）が都市文化として定着しており、それらは街に賑わいを与える貴重な観光資源にもなっている。この度、当該支援措置を受けて、そうした道路を使用して行われる市民本位の活動を一層促進し、また、市民・民間発案の新しい活動（オープンカフェ等）を円滑に実施することで、観光集客の増加及び新しいビジネス・文化芸術の創造を促進していく。

なお、当該支援措置を受けるにあたり、国土交通省の社会実験制度（「オープンカフェ等地域主体の道活用に関する社会実験」）を活用して、都心部の市道において、商業事業者、NPO、本市等からなる地域連携組織（任意団体）が実施主体となり、道路等の公共空間を活かした自治活動・地域活動や文化イベント等を実施し、その活動を通じ、公共空間における「憩い」や「魅力」を創造する仕組みについて効果や影響を検証する。その実験結果や当該支援措置にかかる国土交通省の通達（平成 16 年度発出予定）に基づいて、国道・県道への拡大を検討する。拡大にあたっては、意見のとりまとめのための体制整備を行い、民間事業者等の道路許可申請の際に意見を付し、円滑な実施を図る。

○当該支援措置を受けて行う道路での市民活動の例

※ 道路の歩道及び車道部分を用いて、一時的なイベントだけではなく、土日の日中を中心に恒常的に市民活動を行うことを想定。

【商業活動】… 飲食（オープンカフェ等）、物販（ワゴンショップ、屋外市場等）、広告等

【文化芸術活動】… ストリートパフォーマンス、パブリックアート等

【集客交流活動】… 文化イベント（一時的なイベントステージ・ブースの設置及びイベントパレード等）

○先行して行う社会実験の概要（案）

(1) 実施時期 平成 16 年 9～10 月頃

(2) 実施場所 福岡市都心部

(3) 実施内容

① 安全で快適な歩行空間の創出（環境改善、美化活動等）

② 文化的で魅力ある道路空間の創造（商業活動（オープンカフェ等）、文化芸術活動（ストリートパフォーマンス等）、集客交流活動（イベントパレード等））

③ ①②の連携による地域主体の道路管理・活用の仕組みづくり

(4) 実施主体 商業事業者、福岡市等で構成される社会実験実行委員会

別紙 7

1. 支援措置の番号及び名称

10803 文化芸術による創造のまち支援事業の活用

2. 当該支援措置を受けようとする者

福岡市（財団法人福岡市文化芸術振興財団）

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

市民による自律的な文化芸術活動のための環境づくりに取り組むために、文化NPOをはじめとする文化団体や活動者との共働を推進していく。

理念や活動を明確に市民に繋げるためのノウハウ、他の団体との連携、組織の運営方法等の知識、情報、実務が必要である。財団としては、事業実績を基に市民のニーズとウォンツを受け止め、文化芸術をより市民に提供するための環境整備事業を実施する。

主な取り組み（予定）

- ・アートマネジメントセミナー

文化芸術をサポートするNPO組織づくり・維持発展のためのセミナーを開催

- ・ぼんプラザ創作劇場

文化NPO団体と共同し、表現者の更なる創作意欲向上と質の確保を図る為に、複数の演劇活動団体(者)、文化NPO団体、財団の連携により実施

- ・文化NPO等環境づくりフォーラム

地域文化の活性化

別紙8

1 支援措置の番号及び名称

212014 観光関係の施策連携（共通プラットフォーム）

2 当該支援措置を受けようとする者

ビジターズ・インダストリー推進協議会

（事務局：福岡市経済振興局観光課）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本市では、集客力の強化、観光資源の開拓、ホスピタリティの醸成、市民生活の向上を図るため、経済界、民間事業者、市民、行政など各界各層で組織する「ビジターズ・インダストリー推進協議会」を昨年設立し、様々な取組を推進。

共通プラットフォーム設置など省庁横断的な取組により、福岡だけでなく広域的な連携が図られ、同協議会の取組も一層加速されることが期待できる。

〔主な取組〕

- (1) 新しい魅力づくりと「いいところ再発見」のための活動
 - 福岡再発見事業
 - ストリートパフォーマンス
- (2) 集客のための活動
 - イベントの開催
 - ・アジアマンス
 - ・海フェスタ など
 - 集客が見込めるイベントへの助成
 - ・灯明ウォッチング
 - ・天神光のファンタジー など
- (3) おもてなしと安心安全のまちづくりのための活動
 - 外国語メニューの導入
 - 交通結節点サイン整備
 - モラル・マナー向上の推進（放置自転車、ゴミのポイ捨て、喫煙マナーなど）
 - 防犯・防災対策
- (4) ビジターズ・インダストリー活動活性化に向けた基盤づくり・意識づくりのための活動
 - 「ビジット・ジャパン・キャンペーン」とのタイアップによる九州観光連携事業
 - アジア太平洋都市観光振興機構（TPO）を通じた広域観光推進事業
 - 観光・集客に携わる人材づくりのためのフォーラム
- (5) 広報活動
 - 福岡・釜山・上海市民クルーズ「三都航路2004」
 - キャンペーン広報
 - ホームページによる広報
 - キャッチフレーズ・ロゴマークの活用

※特に、商業施設の増加や大規模コンベンション開催で福岡の集客力が高まる平成16年を「ビジット・イヤー」と位置づけ、福岡をPRする「ウェルカムキャンペーン」を本年4月から本格実施。

別紙9

1 支援措置の番号及び名称

212023 観光推奨バス路線指定制度の活用

2 当該支援措置を受けようとする者

西日本鉄道株式会社

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

福岡空港とともに九州の外国人受け入れの玄関である、博多港国際ターミナル（釜山～福岡）から博多駅、天神を結ぶバス路線において、バス停のハングル表記、バス車内ハングル案内、バスの行き先ハングル表示等を改善するとともに、福岡市内都心部を循環する 100 円バスのサイン・案内も改善し、韓国からの訪問客の都心部の回遊性と九州各地への移動の利便性を改善する。

なお、平成 16 年度の取り組みに際しては、新たに創設された「観光推奨バス路線指定制度」の活用を検討する。

また、公共交通機関の乗り継ぎサイン・誘導案内については、福岡空港、市営地下鉄、天神地下街でも改善を行うことを計画している。

別紙10

1 支援措置の番号及び名称

10701 日本政策投資銀行の低利融資

2 当該支援措置を受けようとする者

アイランドシティに立地する民間企業、財団法人等

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組の概要

アイランドシティにおいては、21世紀の福岡市を担う新産業の集積拠点を形成することとしており、健康・医療・福祉関連分野、アジアビジネス関連分野、IT・ロボット分野、エンタテインメント分野、国際物流関連分野をはじめとする各種産業や産学連携・教育関連機能を誘致するとともに、国際競争力の強化に向けた港湾施設の整備に取り組むこととしている。

日本政策投資銀行の融資を受けられるようにすることにより、これらの機能の立地を促進し、また高度で安定した港湾機能の整備を促進するもの。

(2) 取組の主体

民間企業、財団法人等

(3) 場所

アイランドシティの産業集積用地及び港湾・物流関連用地

(4) 実施期間

平成16年度～平成25年度頃

(5) 実現される行為

新産業や国際物流機能の集積

(6) 整備される施設（立地を目指す施設）

国内やアジアの企業相互の交流と連携を支援する機能・施設

例）・インキュベート施設

・オープンラボラトリー

・産学連携による共同研究開発施設

・国際物流に対応した総合物流センターや高度化倉庫

・コンテナターミナル施設

(7) 合致する日本政策投資銀行の投融资指針に定める事業

「地域再生支援」のうち、

・地域産業集積活性化

・地域産業立地促進事業

・港湾機能総合整備

「構造改革・経済活力創造」のうち、

・新技術開発

・新産業創出・活性化

「環境対策・生活基盤」のうち、

・流通効率化・貿易物資安定供給

別紙 1 1

1 支援措置の番号及び名称

206001 香港SAR旅券、英国BNO旅券（香港居住権者）に対する査証免除

2 当該支援措置を受けようとする者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本市では、アジア展開を目指す欧米企業や日本進出をねらうアジア企業を主なターゲットに企業誘致を推進。

そのため、「国際新華商会議 in 福岡」や国際的な展示・商談会を開催・支援し、これらに参加する外国企業と地元企業とのビジネス提携を促進するとともに、投資意欲を持つ海外有力企業家とのネットワーク形成に取り組んでいる。

さらに、外国企業の進出を支援するため、低廉な賃貸オフィスの提供や会社設立、ビジネスマッチング機会の提供など、日本でのビジネス開始から生活面に至るまでトータルにサポートする「福岡アジアビジネス支援センター」の機能の整備を図る。

当該支援措置の活用により、本市が取り組む展示・商談会やビジネス交流事業に香港からの参加者の増加が見込まれるとともに、「福岡アジアビジネス支援センター」の機能も相まって、企業誘致の加速的な促進が期待される。

〔主な取組〕

- 「国際新華商会議 in 福岡 '04」の概要
 - ・会期 平成16年11月9日（火）～12日（金）
 - ・会場 シーホークホテル&リゾート（福岡市中央区）
 - ・主催 国際新華商会議 in 福岡開催委員会
 - ・共催 国際新華商会議 in 福岡開催支援委員会
 - 構成：福岡市、福岡県、福岡商工会議所、(社)福岡貿易会、(社)九州・山口経済連合会、福岡エレコン交流会、日本貿易振興機構福岡貿易情報センター
 - 事務局：福岡市経済振興局投資・交流推進部（福岡市中央区天神1-8-1）
 - ・参加予定者 新華商企業100社、日本企業及び業界団体100社(団体)、関係者（分野：IT、半導体関連分野、食品、アパレル、住宅設備関連）
 - ・内容 新華商企業と福岡・九州の業界団体もしくは企業が福岡市に集まり、分科会や交流会を通じて情報交換やネットワークの構築を行う。
また、福岡・九州の企業等の視察を通じ、福岡についての認識を深めてもらうとともに、日本の市場動向や企業理念等について理解を深める機会を提供する。さらに、日本文化にも触れる場を提供する。

別紙12

1 支援措置の番号及び名称

204013 ロボット実証実験における特定実験局開設

2 当該支援措置を受けようとする者

ロボットの研究または開発若しくは製造を行う者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

ロボット遠隔操作、ロボットネットワークの形成等において、無線システムの高度化が必要であるため、免許期間が1～2年程度の特定実験局開設による実証実験の円滑化を図る。これにより、ロボット研究開発拠点形成や産業創出・高度化を促進し、地域経済活性化や雇用の創出を目指す。

関連する取組み

- ・ 「ロボット開発・実証実験特区」におけるロボット公道実験

別紙13

1 支援措置の番号及び名称

204004 コミュニティ・サービス事業の活性化支援

2 当該支援措置を受けようとする者

福岡市（経済振興局 生活関連産業・雇用創出担当）

福岡市中央区天神1-8-1

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

福岡市では、子育てや高齢者福祉、環境など生活に身近な地域課題の解決に向けて、コミュニティビジネスの手法を用いることとしている。

このため、当該支援措置を活用し、コミュニティビジネスに関する相談会を開催するなどにより、コミュニティビジネス事業の活性化促進及び新たな雇用創出を図っていく。

（福岡市におけるコミュニティビジネスの事業例）

- ・子育て情報誌の発行等による子育て環境の改善
- ・地域の女性による農産物直売、高齢者向け弁当の製造販売
- ・古紙の量に応じて地域通貨と交換し、市営地下鉄の乗車に利用